慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	岡田泰男君学位授与報告
Sub Title	
Author	岡田, 泰男
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.4 (1974. 4) ,p.230(78)- 233(81)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740401-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

制を企業活動に及ぼす効果の観点から考察した4個の論文を含む。これらは主論文作成への準備段階を示すものであり，主論文の実証分析の背景にある，日本の法人税の企業負担の実状を明らかにしたものである。最後の「わが国の地方税制」は一種の補論であるが，企業課税を地方税制の面でとらえることの重要性が示唆されている。

以上に述べたところから，主・副論文を併わせて，これらが学位請求論文としての十分な資格をもつものであると判定する。

論文審査担当者　主　査　千種　義人
副　査　大熊　一郎
副　査　福岡　正夫

岡田泰男君学位授与報告

報告番号　甲第310号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和46年3月31日
学位論文題名　「アメリカ公有地史の研究――ネブラスカ州ゲイジ郡――」

内容の要旨

「アメリカ公有地史の研究――ネブラスカ州ゲイジ郡――」論文要旨
岡田　泰男

本論文の目的は，アメリカ公有地政策が，土地所有及び土地利用形態に如何なる影響を与えたかを明らかにすることである。とくに各種の公有地法が，(1)民主化もしくは経済的平等化の効果を持っていたか否か，(2)経済発展を促進したか否かを，ネブラスカ州ゲイジ郡の場合について考察した。土地法の具体的運用過程及びそれが開拓農民に与えた影響を検討した結果，(1)ホームステッド法が開拓期のゲイジ郡の民主化と経済発展を推進したこと，(2)農科大学創設法は土地投機と不在土地所有を生み，民主化，経済発展の両面で悪影響を与えたことが，明らかになった。かかる事態は，アメリカの公有地政策が全体として首尾一貫したものでないこと，公有地制度が内的不調和を含むものであることをも明らかにしている。

論文審査の要旨

本論文「アメリカ公有地史の研究」は，アメリカ公有地制度史におけるホームステッド法の歴史的意義を，特にネブラスカ州ゲイジ郡を選び，他の土地法との絡みあいの中で考察したものである。

まず「序論」において，著者は，公有地制度の研究史をかえりみ，ホームステッド法（1862年）はターナー以来自営農民を広汎に創出したものとして評価されてきたが，1930年代に入ると，この楽観説は，P. W. ゲイツらにより大幅に修正され，ホームステッド法下に公有地制度は根本的に改革されなかったし，開拓農民による公有地の無償取得は困難であったとされるようになった，と指摘している。

第1章では，ネブラスカ州ゲイジ郡の地誌的概況を説明している。

第2章では，著者は，ホームステッド法下に取得された公有地面積は，農科大学証券によるそれにはるかに劣っていたとしている。多数の西部諸州・諸郡のなかから，とくにネブラスカ州ゲイジ郡が選ばれた理由は，第一に，ホームステッド農場第一号が取得された郡であり，第二に，大規模な土地投機業者・鉄道会社・州政府・外国人大地主による小作制およびインディアン保留地など，アメリカ西漸運動の歴史に登場するすべての役者が並存した郡であり，公有地処分をめぐるさまざまな問題が集中的にあらわれているからであり，第三に，コーネル大学留学当時の指導教授ゲイツ教授がその著 Frontier Landlords and Pioneer Tenants において，西部の大地主でゲイジ郡にも大量の土地を取得していたスカリー家について手がけていたが，ゲイジ郡を全体としては分析していなかった，という事情によるものである。著者はゲイジ郡全域ではなく，6つのタウンシップを分析対象として選んでいる。ホームステッド取得地の多いタウンシップ2つ，鉄道会社への付与地，州有地，農科大学証券取得地，インディアン保留地の多いタウンシップ夫々1つずつを選んで分析している。

第3章で著者は，開拓農民は主として川沿いの低地をホームステッド法・軍人土地証券および現金により取得したが，不在土地投機業者は農科大学証券によって大量の土地を台地に取得した，と指摘している。

第4章では著者は，ホームステッド法による公有地申請者はどの程度土地取得に成功したかを考察している。第一に，タウンシップによって地域差があるが，

申請者の約60%が5年居住し開墾するという条件を満たして土地取得に成功した。その成功者のうち申請手続完了迄7年を要したものが最も多かったのは，課税免除と不在投機業者の負担になる道路，学校等公共施設の整備を狙ったためである。また彼らがホームステッド法による取得を転換購入にふりかえているのは，附加取得地あるいは複数のホームステッド又は両者を有する家族の転売と，転換購入後の転売による農業資金の獲得をめざしていたからである。

第二に，ホームステッド申請者の中には申請取消を申立てた者がかなりいた。そのかなりの部分（5郡の取消82件中54件）は権利抛棄であった。この権利抛棄地は，屢々短期間に不動産業者を介して転売され，権利抛棄者はこれにより農業資金を獲得した。権利抛棄とならんで，5ヵ年間の居住開墾の義務を果さず地方土地局の裁決により申請を取消したもの，および申請地に無断居住者が存在したので紛争を避けるため申請を取消したものもあった。

このようにゲイジ郡においては，農科大学証券による不在大規模取得が多く，ホームステッド法による取得は少なかった。申請取消地は転売されても，それは開拓農民の農場建設資金の獲得と経営の拡大のためであって，投機目的のものではなかった，と指摘している。

第5章では著者は，大土地所有の変遷を取扱っている。すなわちゲイジ郡の公有地の個人取得は，農場建設・小作制および土地投機の3つの型の複雑な絡みあいを示しているが，これを取得面積・取得者の居住地および所有期間について検討すると，小取得者の場合は土地投機が農場建設と結びつけられていたのに反し，大取得者の場合は，大農場建設・小作制樹立を目ざした少数の場合を除き，大部分土地投機を目ざしていた。

他方において州政府取得地は，鉄道建設援助のため付与された。ミドランド・パシフィック鉄道の建設はある程度まで行なわれたが，フイリー・タウンシップ所在の付与地は分割転売され，投機業者の手を転々として，10年以上経ってようやく農民の手に渡った。公立学校助成用地は当初売行きが悪かったが，1880年代に入ると一般地価の高騰により，売却が進み，代金完済前に転売可能であったため，小投機業者の手を転々とした。バーリントン鉄道に付与されたハイランド・タウンシップ所在公有地の場合は，ある程度の資金をもった開拓農民の手に売却された。

第6章において著者は，土地所有権の移動および所有権の安定性の確立過程を取扱っている。すなわち，タウンシップにより私有地の売買のあり方は異なっていたが，何れのタウンシップでも土地の売買がはげしく，第2次購入者以下も必ずしも安定した所有者とは限らなかった。そこで所有権が安定するまでの所有権移動回数を見て行くと，開拓農民が多い郡では私有化されてまもない初期には移動がはげしかったが，その後は安定して行く傾向があり，またホームステッド法による取得地の方が農科大学証券によるそれより安定していた。これに反し，大投機業者の取得地が多かった所では安定がおくれた，と指摘している。

第7章では著者は，公有地処分とその結果生じた土地所有形態が農業の発展にどのように影響を与えたかを究明している。まず第1節では，公有地処分に際して土地所有の不平等が著しかった所は次第に平等化し，平等だった所では大農場の発展と統合により所有の偏在傾向が生じた。また大土地所有者の性格も変化して行き，1900年頃には何れの場所でも類似した傾向が見られるようになった。とはいえ，公有地処分に当ってつくり出された大土地所有・不在所有の比重は永く影響をのこした，としている。次いで第2節では，ゲイジ郡の農場保有状況を取扱っている。すなわち，小作制の比重は，1870年から1885年にかけて増大する傾向を示し，不在所有者の多い郡ほど小作制の比重が高かった，としている。第3節では著者は，1870年と1885年について開拓の進展度を比較している。すなわち，農場総面積のタウンシップ全面積に対する比重も，さらに既墾地面積，農場資本および生産物価値も開拓の進展度を示している。開拓の進展は，農科大学証券による不在所有地あるいは州政府所有地として非生産的にねかされているか，ホームステッド農民により利用されるか，にかかっていた。1885年には不在大農場は減少し農場規模は縮小する傾向が見られたが，農場既墾地面積も，平均農場価値もエーカー当り農場価値も増大した。しかし，1885年にも，ホームステッド法と農科大学創設法とは農業発展に正反対の影響を与えていたということができる，としている。

第8章では著者は，各タウンシップ毎に農業発展と公有地制度との関連をかえりみて，前述の分析をもう一度確認している。第8章の末尾第7節では，著者は，農場抵当負債の分析を試みている。ここで著者は，伝統的見解に対する修正説をとりあげ逐一検討している。すなわち，修正説の第一論点，「農民の借金は生産的目的のためであり生活苦のためではない」に対して

1869～70年の抵当債務は農科大学証券による取得地の転売に伴う抵当債務であり，1873年のそれはホームステッド取得完了者の改良資金借入れであり，1874年のそれはいなご災害による困窮によるものであり，1880年代初期のそれは豊作がつづいたことによる農家経済の好転による土地購入のためのものである。1890年代のそれは二番抵当以下の借入れである。次に「利子率は19世紀後半を通じて，下落傾向にある」という修正説の第二の論点については，著者は，19世紀後半の利子率の一般的下落傾向は，一般的に認められるが，この時期を通じて，二番抵当以下の利子率10%が見られるし，実際の利子率は，これより高かったであろうという事情を考慮せねばならない，としている。第三に「農場抵当負債の平均継続期間は極めて短期間である」という修正説の第三論点に関しては，著者は，農場抵当負債の平均継続期間は3～5年で，1880年代はデフレ（恐らく10%）が著しく，借手たる農民は農産物価格の下落により損害を被っている。また農場抵当負債は決して1回限りのものではなく，繰返し継続されていて，慢性的債務のため，農民は農場を手離して行ったのだ，としている。第四に「貸金の出所は東部ではなく，中西部であった」という修正説の第四の論点に関して著者は，修正説のいうようにゲイジ郡自体が大きな資金源であったことは明らかだが，抵当権は屢々第三者に譲渡され，仲介業者が介在していた。抵当債務証書だけから考察して行くと，ゲイジ郡農民→仲介業者→東部出資者という関係が見落されてしまうことになるのだ，としている。

かくて著者は，結論において次のように述べている。すなわち，ゲイジ郡の開拓期において最も重要な土地法は農科大学創設法であった。農科大学証券は主として大規模取得者によって利用され，平等な土地所有の実現を阻害した。これらの大土地所有は次第に崩壊の途を辿ったが，なかなか消滅しなかった。不在投機業者の土地は，小投機業者に売渡され，農民の手が届かぬ所で売買された。また農科大学創設法は経済発展に関しても，安定的土地所有の成立を遅らせ，農業不動産抵当金融は農業資金を流出させた。不在地主による小作制は小作人に開墾や租税を負担させたから，農場購入資金を節約させる利点を相殺することとなった。他面において，著者は，土地投機業者は開拓期に道路，学校などの建設費を租税として負担したから，その意味でこの地方の経済発展に貢献したといえるし，また農科大学により育成された人材や技術が農業の発展を支えたことは事実である，としている。

インディアン保留地は，160エーカーの土地を農民に与え，民主的な土地所有関係をつくり出したが，土地の転売によりやがて不在所有制が生じた。しかも，ゲイジ郡のインディアン保留地の処分法は，インディアン保留地の処分法としては例外的であったのである。

ホームステッド法による取得地は，ゲイジ郡の土地の15.4%に過ぎず，他の土地法により著しくその成果を阻害された。ホームステッド法は，土地を与えるだけで，移住費や開拓資金を貸付け指導することはしなかったため，農民は自己の取得地や開墾地を転売してこれを補わざるを得なかったのだ。ホームステッド法は，土地を無償で与え，免税期間を認めていたから，これにより節約された農民資金が，農業改良資金として投下されたし，また農場抵当負債によって借金することも出来たという点で，他の土地法と区別される利点をもっていた。

州政府およびバーリントン鉄道所有地のうち州政府の土地は，大土地所有と不在地主制をつくり出し，鉄道所有地は農民に譲渡された。いずれの場合にも，長期年賦制があったが，価格が高かった為，農場資金が蓄積されなかった。但し，鉄道が長期的には経済発展に貢献したことは明らかだ。

軍人報奨用土地証券は，好況期には大土地所有者をつくり出した。

植林奨励法や現金による購入は，殆んど問題にならない程の比重しかもっていなかった。この様にゲイジ郡の開拓期はさまざまな相反する効果をもつ土地法の同時実施によって彩られている時期である。連邦政府と開拓農民の間に州政府・不在地主・鉄道・土地投機業者が介在し，一部の成功せる農民は郷土史にその名を飾ったが，小作人・農業労働者・抵当負債農民は，郡役場の埃にまみれた古い帳簿の中にわずかにその名を止めたにすぎなかったのである，としている。

本論文は，従来公有地制度史の研究が個々の公有地法を切離して，その制度と適用を考察していたのに対して，著者は特定の地域（ネブラスカ州ゲイジ郡）をとりあげ，この地域においてさまざまな土地法（ホームステッド法・農科大学創設法・軍人報奨土地法・植林奨励法・インディアン保留地処分法など）が具体的に如何に絡みあいながら，複雑な土地所有関係をつくり出したかを解明するという新しい分析方法をとり，しかもその方法にもとづき，注目すべき実証的成果をあげている。この分析方法は，かの J. Schafer, Wisconsin Domesday Book, Town Studies の方法によっているが，しかもシェーファーが果しえなかった点にまで分析を進めた点に大きな意義を有する。

第二に，土地法の制度面のみならず，連邦政府および開拓農民の間に介在する州政府，鉄道会社，不在地主，大投機業者などが織りなす利害関係の網の目を，1つずつ解きほぐして行く分析方法は鮮かであり，しかもさまざまな土地法の下における農民経営の実態に迫って，諸土地法が，果して民主的な農民層を広汎につくり出したか否かを解明している。この実証的作業は現地に埋もれた文書を渉猟する地道な努力のたまものであり，歴史研究の常道ともいうべきである。

第三に，著者はホームステッド法を，修正説の諸論点の一部を認めつつも，自らの実証作業をふまえた上で，伝統的見解に近い形で評価し，ホームステッド農民こそ，西部農業発展の担い手であったことを強調し，彼らの小投機的営みはホームステッド法の不備な点を自らの努力で補なうとしたもので，職業的大投機業者のそれとは区別さるべきものであるとしているのは正当な理解であり，研究史の示すところでもある。

第四に，著者の精密な，微に入り細をうがった分析の延長線上に，将来どのような展望がひらかれるかという問題がある。著者は，地方史研究は「一般化」，「綜合の試みに対して1つの具体例を提供するものである」が，「一般化の企てに素材を提供するためにのみなされるわけではなく，それ自体完結した研究であり」，経済理論と計量的方法の適用による一般化への傾向も，「細かな個別研究の与えてくれる具体的な理解の積み重ねの上になされるのでなければ，空疎なものに終ってしまうことであろう」としているが，別の意味で一般化への展望を如何にしてきりひらいて行くかという問題は，著者の将来の大きな課題であろう。

著者が既に発表した他の諸論文（そのうちの若干は，本論文の一部として収められているが）は，わが国のアメリカ経済史の研究者によって構成されている「アメリカ経済史研究会」の席上において報告され，高く評価されている。

コーネル大学留学当時の指導教授であった P. W. Gates 教授は，近著 "Public Land Law Development" Washington, D. C., 1968 の「序文」において著者の業績に言及し，「ジョーゼフ・シェーファーが用いたが，充分には利用しきっていない土地制度史の微視的（マイクロスコピック）な研究方法を用いている」とし，さらに語をついで，「精力的にまたイマジネーションをもって研究を進め，合衆国の発展における公有地の意義の理解に貢献した」ことに対して感謝の意を表さねばならない，としている。また，ホームステッド法を論じた章では，Yasuo Okada, "Public Land Disposal, Land Tenure, and Rural Economy in Gage County, Nebraska" に言及し，「公有地制度とくにホームステッド法の運用について，最も有用な研究の1つだ」とし，以下の私の叙述は「この研究に負う所多大である」と注記している。

このように，本論文に対する内外の学問的評価は高いものであり，アメリカ公有地制度史について未踏の領域をきりひらいたものということができる。よって，われわれは本論文が経済学博士の学位を受けるに充分値するものと認める。

論文審査担当者　主　査　中村　勝己
副　査　高村　象平
副　査　小池　基之

飯田裕康君学位授与報告

報告番号　甲第334号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和47年3月31日
学位論文題名　「信用論と擬制資本」

内容の要旨

「信用論と擬制資本」論文要旨

飯田　裕康

信用論は，たんに「金融」諸現象を，現象面の因果連関に即して解明する分析的課題に限定されるものでない。そうした現象が資本主義社会を特殊歴史的に規定する本質的諸関係と，いかに関連し，それによっていかに規定されるかを解明することに，信用論の主要な課題があるといってよい。

信用論は，まずこれを「利子生み資本」なる基礎範疇の展開によって，固有の端緒を措定される。そこでは，資本の運動が，単に，したがって純粋に所有そのものの運動としておこなわれるような社会関係が，1箇の物神崇拝的関係を表示するものであることが，明らかにされる。しかるに，この関係が資本主義社会においては信用制度として具体的な諸資本家間の関連を，